

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2022年7月15日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 睦好 絵美子

調達管理番号	22c00449000000
調達件名	2022-2024年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進(A)」および「アフリカ地域農業機械化促進(B)」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2022年9月26日～2023年2月10日(予定) (特段の問題がない限り、2023年度、2024年度も単年度ごとに契約する。)
選定方法	参加意思確認公募(詳細は別紙1「業務仕様書」による)
特定者	特定非営利活動法人 国際農民参加型技術ネットワーク
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること。
参加意思確認書提出期限	2022年7月29日(金)16:00
契約担当部署	筑波センター 研修業務課 本村 美紀 電話番号:029-838-1744 メールアドレス:tbicttp@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

	(4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2022-2024 年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進 (A)」および「アフリカ地域農業機械化促進 (B)」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農業機械分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、農業機械化促進のベースとなる農業機械化政策、同政策を推進する制度や組織体制、民間との連携に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 国際農民参加型技術ネットワーク（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去連続して農村開発分野における JICA 筑波所管の研修事業を受注し、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。その中でも、農業機械関連課題別研修において、2016 年度～2018 年度、2019 年度～2021 年度等を受注しました。また、「日・アフリカ農業イノベーションセンター (AFICAT)」を設置し、先進的な技術の導入や農業機械の推進を図る調査「アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興にかかる情報収集・確認調査」において、農業機械分野で従事している団員が特定者に所属しており、AFICAT との連携が図れます。また、特定者は JICA 筑波所管地域において、農業機械分野に関し、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請可能です。これらの実績から、本業務において、アフリカ地域の実状に合わせた研修プログラムの提案、適切なコースリーダーの配置、講師の選定、研修員に対する的確な助言や指導を行うことができると考えられます。

これらから、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2024 年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進 (A)」および「アフリカ地域農業機械化促進 (B)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 10 月 24 日～2022 年 12 月 16 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 9 月 26 日～2023 年 2 月 10 日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※2023年度、2024年度の実施時期は未定。

- (5) 実施形態：遠隔研修および在外補完研修
(研修員の来日が可能となった場合、隔離期間中は遠隔研修（オンライン研修）を行い、コース全体を本邦研修へ変更して実施する可能性があります。)

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和04・05・06年度または令和01・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイ

- ドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 案件受託上の条件

2022年度案件を第1回目として受託し、2024年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

2) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4サイズ、1~2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

3) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年7月29日(金)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 (独)国際協力機構 筑波センター研修業務課 電話 029-838-1744 担当: 本村 美紀
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年8月3日(水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	上記(1)提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は 書留としてください。)
	請求締切日	2022年8月10日(水)
	回答予定日	2022年8月17日(水)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時まで必着で送信して下さい。メールタイトルは「【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】2022-2024年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進(A)」および「アフリカ地域農業機械化促進(B)」コース研修委託業務」として下さい。

■宛先電子メールアドレス：tbicttp@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回あたりのメールの容量が 4 メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

2022-2024 年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進 (A)」および「アフリカ
地域農業機械化促進 (B)」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙
1「業務仕様書」2. 応募資格 (2) その他の要件 1) 案件受託上の条件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進 (A)」および「ア
フリカ地域農業機械化促進 (B)」

(2) 研修期間 (予定)

事前プログラム：2022 年 10 月中旬～2022 年 10 月下旬

遠隔研修：2022 年 10 月 24 日 (月)～2022 年 11 月 25 日 (金)

在外補完研修 (タンザニア)：2022 年 11 月 28 日 (月)～2022 年 12 月 16 日
(金)

(3) 研修員 (予定)

1) 定員：17 名 (国別上乘せを含む、応募状況・選考過程により増減あり)

2) 研修対象国：

(A) コース：エチオピア、ガーナ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ギニア
アビサウ、モザンビーク、ルワンダ、シエラレオネ

(B) コース：ベナン、ブルキナファソ、マダガスカル、セネガル、トーゴ、
コートジボワール、ギニア

3) 研修対象組織：農業機械化を推進する中央・地方政府担当部局

4) 対象者：

- ・ 農業機械化戦略の策定を担当する行政官で、農業機械化分野において 5 年
以上の経験を有すること。
- ・ 年齢は 概ね 30 歳以上 50 歳未満であること
- ・ 大学卒業または同等の資格・経験を有すること。

(4) 研修使用言語：

(A) コース：英語

(B) コース：フランス語

(5) 研修の背景・目的

JICAは「アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for Green Revolution in Africa）」と共に、2008年5月にサブサハラ・アフリカのコメ生産量を10年間で倍増（1,400万トンから2,800万トン）することを目標とした国際イニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」を立ち上げた。

同イニシアティブを通じて、2008年から2018年の10年間、支援対象23か国の「国家稲作振興戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）」が策定され、同戦略に沿って、様々な稲作振興に係る事業が実施された。これにより、当初の目標であるコメ生産量の倍増は達成された。

しかし、アフリカにおける人口増加やコメ食の広がりを受け、現在もコメの需要が増え続け供給が追いつかないことから、2018年10月に開催された「第7回CARD本会合」において、2019年からCARDフェーズ2を開始することが合意された。CARDフェーズ2では、対象国を23か国から32か国へ拡大し、2030年を目標年としてさらなるコメ生産量の倍増（2800万トンから5600万トン）を目標として掲げている。

サブサハラ・アフリカの稲作は、人力・畜力に依存しているため生産性が低いうえに、近年では農繁期の労働力不足も適時の農作業に支障をきたしている。また、人力による収穫後処理も異物混入、不十分な乾燥による腐敗、過乾燥による割れ米など品質の低さや収穫後ロスの原因となっていることから、農業機械化促進は喫緊の課題となっているにも関わらず、未だにサブサハラ・アフリカにおける農業機械の普及率は低い。

本研修は、農業機械化促進のベースとなる農業機械化政策、同政策を推進する制度や組織体制、民間との連携にかかる知識を習得することを目標とする。

（6）案件目標

稲作振興を進めるための農業機械化戦略策定又は更新に必要な知識を研修参加者が習得する。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 自国の稲作振興に係る農業政策における農業機械化の位置づけを理解する。
- 2) 自国の稲作における農業機械化の阻害要因を分析し、政策面の課題を把握する。
- 3) 日本、研修参加国、他国の稲作における農業機械化を促進するための政策や制度的枠組み、施策について理解する。
- 4) 日本、研修参加国、他国の稲作における農業機械化による便益、営農改善等の農業機械化促進の前提となる諸条件を理解する。
- 5) 日本、研修参加国、他国の稲作における農業機械化と民間セクターの役割を

理解し、民間参入に関する諸制度を理解する。

- 6) 稲作振興を進めるための農業機械化戦略策定又は更新に向けたロードマップを作成する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前プログラム】

インセプションレポート作成（研修員による自国の農業機械化における現状分析（課題抽出）と研修員の所属先による研修成果活用計画の検討を含む。）

【遠隔研修および在外補完研修】

以下の内容の講義、実習、討論を行う。

- ア. 農業の基本政策と農業機械化の政策の位置づけ
- イ. 関係政策と法制度、行政組織と人員体制、予算等
- ウ. 農業機械化を促進する上での関係諸条件の検討
- エ. 農業機械化と民間の役割、民間との連携、関係諸制度
- オ. 農業機械化と営農
- カ. 自国の農業機械化促進の課題と政策策定上の留意事項の整理、農業機械化戦略に向けたロードマップ作成・発表・討議

2) 研修方法

遠隔研修および在外補完研修

（研修員の来日が可能となった場合、隔離期間中は遠隔研修（オンライン研修）を行い、コース全体を本邦研修へ変更し実施する可能性がある。）

ア) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する

イ) 実習・視察映像：

講義で得られた知見をもとに、実践可能な知識・技術を習得できるように努める。視察先は研修の目的が明確であり、研修員がより活用可能度の高い学びが得られるよう工夫する。

ウ) レポート作成・発表：

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の研修修了後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて研修修了後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. プログラムオリエンテーション

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

イ. 評価会・閉講式

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に閉講式を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年9月26日～2023年2月10日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(1) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の（6）案件目標（7）単元目標を達成できるよう、（8）研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(2) 各プログラムにおける業務内容

1) 事前プログラム

1. インセプションレポートの提出促進及び研修員からの問い合わせに対する助言・指導
2. インセプションレポート内容の分析及び同レポートの精度向上のための追加情報提供、追記依頼及び調整。研修員が取り組むロードマップの作成支援
3. 研修評価項目・評価基準等にかかる JICA 筑波との調整・確認

2) 研修実施時

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 講師・見学先・実習先の選定
3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
4. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
5. 講師・見学先への連絡・確認
6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
7. 講義室・会場等の手配
8. 使用資機材の手配（講義当日の諸準備、遠隔研修実施に係る使用機材・ツールの検討・準備を含む）

9. テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務、アップロードを含む）
10. 講師への参考資料（テキスト等）の送付
11. 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
12. 講師・見学先への手配結果の報告、見学先への引率
13. 研修監理員との連絡調整
14. コース・オリエンテーションの実施
15. 研修の実施・運営管理とモニタリング
16. 研修員の技術レベルの把握
17. 研修員作成の技術レポート等の評価
18. 研修員からの技術的質問への回答
19. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
20. 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
21. 研修コースで使用した講義テキスト、レポート等の JICA 筑波への提出
22. 閉講式実施補佐
23. 研修監理員からの報告聴取
24. 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
25. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
26. 上記を遠隔で実施するための手配、準備、実施

3) 事後整理期間

1. 研修実施結果の評価・分析（単元目標・案件目標の達成度確認含む）と評価方法にかかる改善策の検討
2. 反省会資料の作成および反省会への出席
3. 研修員からの技術的質問等への対応
4. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成

(3) 本業務に係る報告書の提出

2022 年度本業務実施分の報告書として、業務進捗報告書及び経費進捗報告書、業務完了報告書及び経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

プログラム名	提出書類	提出期限
2022 年度コース	業務完了報告書 経費精算報告書	2023 年 1 月 23 日

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語およびフランス語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を各 1 名配置予定。研修監理員は、

JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材である。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注する（委任契約）。

- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

2022年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 睦好 絵美子 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2022-2024年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進(A)」および「アフリカ地域農業機械化促進(B)」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格(令和04・05・06年度または令和01・02・03年度全省庁統一資格)

登録番号:

2 法人概要

※法人概要について記載(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。)

3 応募要件

(1) 基本的要件:

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件:

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上